項目	局所排気装置の設置必要性	キーワード	設置

REHSE推奨指針

有害な物質若しくは安全性評価が不十分な物質の取り扱いにより、室内作業者の曝露が予見される場合は、
局所排気装置の設置が必要です。
局所排気、換気装置については、取り扱う物質及び作業状況により、労働安全衛生法による設置義務が科せられています。
設置においては、物質拡散挙動に対応した、物質/発生源近傍での効率的吸引捕捉が推奨されます。

	国内法規	国内の推奨基準	海外スタンダード	局所排気装置と運用･管理の基礎知識とのリンク関係									
				1:局排知識	2:運転条件	3:運用と使用	4:排気と換気設備	5:排ガス処理	6:環境管理	7:薬品保管	8:運用と緊急対策	9:保守と点検	10:その他
参考資料	･局所排気装置、又は全体換気装置の設置。「労働安全衛生規則第577条」	ガイドラインなし	･総液体容量(TLV)50ppm以下の揮発性物質作業時「OSHA」 ･作業者が汚染物質に曝露する可能性がある場合「ANSI/AIHA Z9.5」	○									
	･発生源毎に局所排気装置またはﾌﾟｯｼｭﾌﾟﾙ装置。「有規則第5条」	ガイドラインなし		○					○				
	･局所排気装置:有機溶剤の蒸発の発生源毎に設けられている。「有規則第14条」	ガイドラインなし		○					○				
	･ﾌｰﾄﾞは、第1類物質又は第2類物質のｶﾞｽ、蒸気又は粉塵の発散源ごとに設ける。「特化則第7条」	ガイドラインなし		○									
	･外付け式のﾌｰﾄﾞ:有機溶剤の蒸発の発生源に出来るだけ近い位置に設けられている。「有規則第14条」	ガイドラインなし				○	△						
	･作業方法、有機溶剤の蒸気の発散状況、及び有機溶剤の蒸気の比重等からみで、当該有機溶剤の蒸気を吸引するのに適した型式及び大きさのものである。「有規則第14条」	ガイドラインなし				○	△						
	･労働者が曝露される期間及び程度を最小限にするよう努める。「特化側第1条」	ガイドラインなし				○	△						
	･外付け式又はﾚｼｰﾊﾞ式のﾌｰﾄﾞにあっては、当該発散源に出来るだけ近い位置に設けられている。「特化則第7条」	ガイドラインなし				○	△						